

本年上半期における欧米先進諸国向け輸出の増加ペースは低下しているとみられる。ただし、ベトナム特需に潤う東南ア諸国とわが国との貿易は、わが国の東南ア経済協力の積極化とあいまって、今年も前年に引き続きかなりの伸びを示すものと思われる。

一方、本年の共産圏内貿易は、中ソの貿易取決め額が昨年を下回ったほか、コメコン域内貿易が貿易決済方法等の改善見通しがつかないまま行きづまっていることから、好転の見通しは依然として暗い。ソ連、東欧諸国では経済効率を高めるため、技術革新、経営の合理化を図り、このため、最近西欧企業との間で技術提携、合弁企業の設立の動きが目だっており、今後ソ連・東欧諸国の対西側貿易はいっそう促進されるものと期待される。これに対し、中共については、その主要貿易相手国である日本、香港との貿易が不振に陥り、特に広東の情勢が陥悪化した本年6月以降、対香港輸出が大幅の減少をみるなど、文化大革命による経済的混乱の影響が中共の対外貿易面に顕著に現われはじめている。このため、近年増大傾向を示してきた中共の対西側貿易は本年減少する見通しが強まっている。

## 新準備資産創設案の大綱成立

G A B (IMF一般借り入れ取決め)参加10か国グループにより1963年来進められてきた国際流動性問題の討議は、昨年のIMF総会以降“第2段階”にはいり、国際流動性不足の事態発生に対処して、新しい準備資産の創出案(いわゆる Contingency Planning)の具体的策定につき、10か国グループとIMF理事会とにより合同で検討が進められてきたが、さる7月17、18の両日および8月26日の2回にわたりロンドンで開催された10か国蔵相・中央銀行総裁会議の結果、IMFを通じて特別引出権(Special Drawing Rights)を創出する案(大綱)について合意に達した。大綱案の内容は、その後IMF理事会の検討を経て9月11日に公表されたが、9月29日のIMF総会(リオデジャネイロ)で万場一致で採択され、この結果、IMF理事会は明年3月末日を期限として、この大綱に基づき、特別引出権創設に必要なIMF協定や細則の改正など、具体的な作業を行なうことになった。

4年にわたる討議の結果誕生した特別引出権の性格は、後述のごとく米英両国とEEC諸国、特に米国とフランス両国の相対立する要請の妥協の產物的面も強く、理論的にも実際的にも必ずしもすっきりしたものではないが、その準備資産としての実質は、連邦準備制度理事会のマーチン議長のいうごとく、“作られるものではなく、各國の協力により育ててゆくもの”であり、したがって、今後の関係各國の取扱い方いかんにより決まってくるものといえる。いずれにせよ新準備資産の創設案が成立したことについては、前記の10か国蔵相・中央銀行総裁会議の終了後、英國のカラハン蔵相(同会議の議長)や、米国のファウラー財務長官がいったように“国際金融分野におけるブレトン・ウッズ以来の最大の成果”との評価が与えられるべきであり、国際金融制度の将来について安定感を高めた意義は大きい。

## 妥結に至る経緯

米英両準備通貨国の国際収支赤字の慢性化に基づくドル・ポンド両通貨の不安、国際的な金選好の激化を背景とした国際流動性問題の討議は、その当初においては、国際流動性の過不足問題とともに、その質的側面、特に準備通貨の信認維持（国際収支の持続的不均衡の回復）の問題が検討されてきた。この過程では、流動性不足対処策の早期策定を主張する米英と、準備通貨の赤字解消による通貨不安の除去を先決とするEECとの対立はあったが、国際収支の調整過程（Adjustment Process）や多角的査察（Multilateral Surveillance）を強化する必要が確認された。新準備資産の具体的作成のための第2段階では、新準備資産の性格を第一線準備（Assets）的なものとする米国と、むしろ信用（Credits）的性格を強調するフランスの見解とが対立し、その使用の彈力性に関する回復義務（reconstitution）の規定および発動についてEECの拒否権を確保しようとする議決方式（Voting right）の問題をめぐって最後まで紛糾した。しかし、昨年各国通貨当局保有金が史上初めて減少（約10億ドル）したという事実を中心に、米国の国際収支の大幅赤字持続にもかかわらず、国際流動性の不足がしたいに顕在化しつつあるとの認識が、万一主要国の合意不成立の場合に懸念される、新たなる通貨不安発生に対する配慮となって対処案の成立を促し、各国それぞれの同床異夢的妥協の産物にもせよ、ともかくも特別引出権という形での新準備資産の創設として結実したものである。

## 特別引出権の概要

上記大綱では、新資産についておおむね次のような点が規定されている。

### 1. 性 格

大綱の前文において、新資産は現行準備資産を補完するものと規定されているが、その性格については、次のような諸点が明らかにされている。

(1) 特別引出権は、金価値保証がつけられ、またその使用に際しては金利が付けられること。

- (2) 創出される特別引出権の配分を受けるに当たっては、金または自国通貨などの払込みはいっさい要しないこと。
- (3) 使用国は、これを対価に必要とする外貨（相手国）の同意ある場合は自国通貨）を取得できる、こと（IMFのクレジットの場合のような自国通貨の払込みを要しない）。
- (4) 特別引出権は、金や米ドルと同様、無条件流動性であること（IMFクレジットのごとく、引出しに際し経済政策上の制約はつけられない）。
- (5) ただし、無制限の使用は認められず、第1次基準期間（発動後当初の5年間）については、過去5年間の平均使用額が、同期間の平均配分額の70%をこえてはならないこと（第1次基準年次以降は別途決定する）。

### 2. 参加国とその創出・配分

- (1) 特別引出権は、IMF（新たに設けられる特別引出勘定）を通じて、IMF全加盟国を対象に創出する。
- (2) 創出の時期および金額は、IMF専務理事が関係国とじゅうぶんに事前協議したうえで、IMF総務会に提案する。

総務会は、85%の多数決によって採決する。（この85%条項は、最後まで米国とEECとの間で対立した点の一つであるが、85%となつた結果、16.7%の投票権を持つEECは、拒否権を持つこととなった。ちなみに、米国は22%の投票権を持っている）。

- (3) 創出額は通常5年ごとに決定され、IMFクオータを基準として毎年各国に配分される。

### 3. 使用および受領

- (1) 各国は、国際収支または外貨準備ポジション上の必要がある場合にかぎり使用できる。
- (2) 使用の場合の相手国（IMF）の選択は、原則としてIMFの指示に従う。IMFは、国際収支および準備ポジションの強力な国または特別引出権保有額の総準備に対する割合の相対的に低い国から相手国を選ぶ。

(3) 特別引出権の受領国は、配分額の3倍( IMFからの配分額を差し引けば2倍)までの受領義務を有する。

### 今後の問題点とわが国の立場

特別引出権が制度として確立するまでには明春の IMF理事会の改正協定案の成文化のあと、総務会の承認(総投票権数の80%および加盟国数の60%以上)を得なければならず、今後なお相当の期間を要することはもちろんあるが、従来の討議の過程や、今回のリオ総会の各国総務の発言からみて、今後なお次のような大きな問題が残されている。

(1) EEC諸国の提案になる IMF改革問題は、今回のリオ総会において上記新資産の創設問題とともに、明年3月までに IMF理事会が作業を行なう旨決議されたが、この改革案は、5月の EEC 通貨評議会の原案によれば、現行のゴールド・トランシュの自動化や、資本取引のための引出し制限の撤廃などを中心とする IMF活動の強化問題のほか、準備通貨国(買いもどし義務の厳格化、金価値保証などの現行の IMF規約や慣行の変更問題、さらには協定の改正や平価の一律変更(金価格の変更)時における議決方式の問題など)にわたるものであり、現に今回のリオ総会でもその取扱いをめぐって、特別引出権創設と一体不可分を主張する EEC 側と、IMF改革の必要は認めながら両者を分離し、特別引出権制度の早期確立を主張する米英諸国との間に大きな意見の対立をみている。

(2) また制度として確立しても、実際の発動(activation)には85%の多数決が必要であるが、この点についても、米国の国際収支の均衡回復を発動の前提とするフランスと、赤字持続のもとでも早急な発動を期待する米国との間に依然として大きなギャップが存在している。

このような主要国内の意見の対立から、特別引出権制度の確立やその実際の発動までにはなお幾多の迂余曲折が予想される。

なお、国際流動性問題の討議の過程でわが国

は、IMF中心主義および新準備資産の配分使用などに関する金との結びつき排除を主張してきたが、これらの点は、いずれも今回の特別引出権についてじゅうぶんに達成されたものといえよう。また、将来特別引出権が発動された場合には、わが国も、現行 IMF クォータにおけるわが国の比率(3.2%)に応じた新引出権の配分を受けることとなるが、当初の創出総額は年間10~20億ドル程度にとどまるものと予想されるので、成長制約要因としての国際収支の天井拡大効果に対する過度の期待は避けるべきであろう。この点に関連して、特別引出権が真の現存準備資産の補完物となるか、また現在の国際的金選好の動きを抑制しうるものとなるかどうかは、準備通貨国の国際収支の均衡回復努力のみならず、10か国グループを中心とする国際的協力による新制度の適切な運営にまつところが大きい点を考慮すれば、今後わが国としては、10か国グループの一員として新制度の育成に協力するとともにいっそうの国際収支節度を堅持する心構えが必要となろう。

